

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人獅山知孝の上告趣意について。

所論第一点第二点は結局事実誤認の主張であり、第三点は量刑不当の主張に帰着するものであるから、何れも上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二五年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
--------	---	---	---	---

裁判官	栗	山		茂
-----	---	---	--	---

裁判官	小	谷	勝	重
-----	---	---	---	---

裁判官	藤	田	八	郎
-----	---	---	---	---